

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準		配点ウエイト
【Ⅰ】市民の平等な利用が確保されていること ・利用者の平等な利用の確保		(確保されない場合は失格)
【Ⅱ】施設の効用を最大限発揮するものであること ・施設の設置目的との適合性 ・利用者に対するサービスの向上 ・利用促進、利用者増への取組み ・その他新規、魅力的な提案の有無 ・実現の可能性		40点
【Ⅲ】施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・当該施設の管理運営に係る市の経費 ・実現の可能性		25点
【Ⅳ】管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・人的能力（管理運営組織） ・物的能力 ・応募者の安定性、信頼性 ・実現の可能性		30点
【Ⅴ】指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・地域貢献 ・障がい者雇用への取組 ・子育て支援への取組 ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組み ・実現の可能性		15点
【Ⅵ】応募者の実績		応募団体により審査の観点及び配点が異なる。
現行指定管理者 ・モニタリング結果		8点
現行指定管理者以外の応募団体 ・類似施設の運営実績の有無 ・実績やノウハウが施設管理運営に効果的か		5点
【Ⅶ】全般 ・応募者の取組み姿勢		25点
合計点数	現行指定管理者	143点
	現行指定管理者以外の応募団体	140点

(4) 審査結果

審査結果は次表のとおりで、社会福祉法人今治福祉施設協会を指定管理者として選定した。

団体名	社会福祉法人 今治福祉施設協会
審査基準Ⅰ	適正
審査基準Ⅱ	31.2点
審査基準Ⅲ	25.0点
審査基準Ⅳ	23.4点
審査基準Ⅴ	10.8点
審査基準Ⅵ	5.0点
審査基準Ⅶ	20.8点
合 計	116.2点

○審査基準Ⅰについては、適正と評価された。

○審査基準Ⅱについては、利用者に対するサービスの向上に努めて居場所となり、利用者目線に合わせて多様な事業を開催している点が評価された。

○審査基準Ⅲについては、提案された管理経費が、指定管理料上限額（112,500千円（5年間））以内であり、適正と認められた。
（指定管理料基準額（5年間）：社会福祉法人今治福祉施設協会112,500千円）

○審査基準Ⅳについては、配置人員について社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等の配置が適切である点が評価された。

○審査基準Ⅴについては、今治市に本部、事業所がある法人であり、地元雇用に積極的であること、ワーク・ライフ・バランス等の取組の実施を評価した。

○審査基準Ⅵについては、モニタリング結果が「B」であり、実績が十分にあると認められた。

○審査基準Ⅶについては、施設の設置目的理解したうえ、障がい者に寄り添った利用者第一の姿勢と、近隣住民や企業との繋がり、よく考えられた事業計画が評価された。

以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、施設の運営が住民の平等利用を確保することができること、施設の効用を最大限発揮させるとともに、施設の管理を安定して行う人的能力及び物的能力を有するものであること及び施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであることが認められたため、当審議会は、社会福祉法人今治福祉施設協会を指定予定者として選定した。

また、審査の際に、施設の管理運営に対する要望・意見が下記のとおり出た。

○資格職の確保で、ただ待遇を上げても人が集まらないという非常に難しい状況のなか、組織としてよく運営されている。

○地域活動支援センターと相談業務相談援助業務の二足のわらじで運

営されてるということで、なかなか時間がないと思うのですが、その中で、ときめきタイムズを作られてPRできている。せっかく良いことをされてるので、もう少しPRの方法など、上手く出来ればよい。

○三障害に分け隔てなく支援してきた24年間というこれまでの実績に対してすごく評価をしたい。また、利用者目線で、利用者の方にたくさん利用していただくためにどうしたらいいかということも常々考えながら、運営していただける事業者である。

○地域との接点づくりが本当に多く、近隣の企業などにもまずは知ってもらいところから繋がりができ、一緒に何かをともにする時間等を作っていきながら、支え合える関係になっていくと感じた。ただ、周知活動をどういったことをしたらいいのかも、もう少し考えていただく必要がある。

※ 点数は各委員の平均値

5 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで